

青森県アスベスト問題対策 アクションプログラム

平成17年12月22日

(平成18年1月12日改訂版)

青森県アスベスト問題対策本部

- 目 次 -

アクションプログラムの策定にあたって

1 アクションプログラム策定の背景	1
(1) 社会的背景	
(2) 国におけるアスベスト問題の現状と対応	
(3) 本県における対応	
2 アクションプログラム策定の目的	3
(1) 策定の目的	
(2) アクションプログラムの対策区分	
(3) アクションプログラムの更新	
(4) アクションプログラムの進行状況把握	

アクションプログラム

第1 アスベストに対する県民不安等への対応	4
1 相談体制等の整備	4
(1) 各種広報媒体による情報提供	
(2) 専門相談の実施	
(3) アスベスト対策本部の運営等	
2 健康対策	7
(1) 健康不安への対応	
(2) 医療機関等における対応能力の向上	
(3) 労働者の健康被害防止対策と健康被害者への対応	
第2 アスベストの飛散防止等への対応	9
1 建築物対策	9
(1) 建物解体工事等に対する指導	
(2) 民間施設におけるアスベストの使用実態調査及び指導	
(3) 民間施設に対する支援	
2 環境対策	11
(1) 環境大気への飛散防止	
(2) アスベスト濃度調査の強化・拡充	
3 廃棄物対策	12
(1) アスベスト廃棄物等の実態把握	
(2) アスベスト廃棄物の適正処理の推進	
4 公的施設対策	14
(1) 県有施設における実態調査及び対策の実施	
(2) 公的施設における実態調査及び指導等	
(3) 公的施設に係る関係機関との連携等	

アクションプログラムの策定にあたって

1 アクションプログラム策定の背景

(1) 社会的背景

平成17年6月以降、大手機械メーカー等からアスベストに係る健康被害状況が公表され、アスベストによる健康被害が社会問題化しています。県内においても、吹きかけアスベストが使用された施設が確認されており、国民・県民のアスベストに対する健康や環境への不安が高まっています。

(2) 国におけるアスベスト問題の現状と対応

国では、7月29日に「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」を開き、アスベスト問題への当面の対応を取りまとめました。

これを受け、建築物の解体等の飛散防止を徹底するため、一定面積以上の建築物について知事への届出を義務づけている大気汚染防止法施行令が12月21日に改正され、平成18年3月から届出対象が拡大されることとなり、また、建築基準法においてもアスベスト等の使用禁止や増改築時の除去や封じ込めを義務づけるなどの改正が予定されています。

また、健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図るため、新法を制定することとしています。

アスベスト問題への当面の対応（H17.9.29改訂）の概要	
被害の拡大防止	建築物等の解体時の飛散予防措置 製造・新規使用等の早期の全面禁止 等
国民の不安への対応	健康被害の状況の国民への情報提供 健康相談窓口の開設等 等
過去の被害への対応	労災補償制度等の周知 労災補償を受けずに死亡した労働者、家族、周辺住民の被害への対応
過去の対応の検証	政府の過去の対応について検証を行い、とりまとめ公表 国際条約による規制の動向等について情報交換を行う「有害化学物資に関する関係省庁連絡会議」（仮称）の早期設置
実態把握の強化	建築物の吹きかけアスベストの使用実態調査 等

(3) 本県における対応

青森県では、7月14日に「アスベスト問題庁内連絡会議」を設置し、関係部局が情報を共有しながら、県有施設等におけるアスベストの使用実態把握、相談窓口の設置等の取組を行い、また、10月6日には、総合的な対策の推進等を目的とする「青森県アスベスト問題対策本部」を設置しました。

アスベスト問題庁内連絡会議

《取組内容》

相談窓口の設置状況や相談事例等に関する情報交換

アスベスト問題に関する県民への情報提供

県有施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査の実施

調査対象施設：県有施設、民有施設等を賃借している県の施設、県設立公社等
調査対象建材：吹付け石綿、吹付けロックウール、吹付けひる石（石綿障害予防規則に定める石綿等で、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたもの）、折板裏打ち石綿断熱材

吹付けアスベスト等に係る措置の選定基準等の策定

飛散のおそれ 室等の使用頻度	飛散のおそれ 大	飛散のおそれ 小	劣化・損傷 なし
使用頻度が高い	A	B	C
使用頻度が低い	B	C	D

A：速やかに、除去等の措置を行う。
B：早い時期に、封じ込め等の措置を行う。
C：使用状況等に応じて、除去・封じ込め・囲い込み等の措置を検討する。
D：点検、記録による管理をする。

青森県アスベスト問題対策本部

《対策本部の役割》

アスベスト問題に関する情報の収集

アスベスト調査結果の公表

アスベスト問題に関する総合的な対策の推進

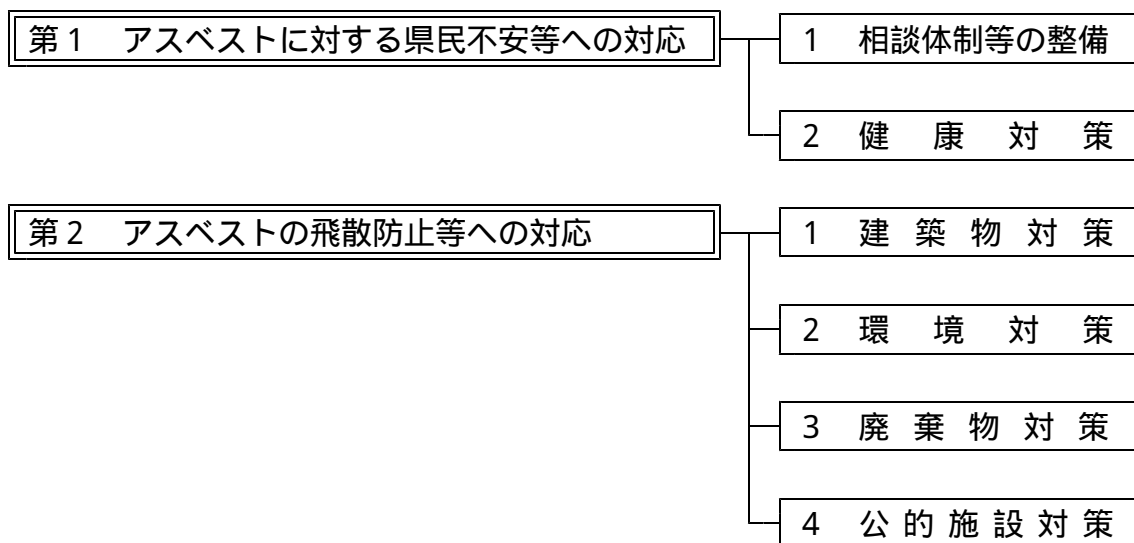
その他アスベスト問題に関する重要事項の処理

2 アクションプログラム策定の目的

(1) 策定の目的

アクションプログラムは、県がアスベスト問題に関する対策を総合的に推進していくための具体的な事業や取組を明らかにしたうえで、全庁が一体となって本プログラムを推進することにより、県民の不安を払拭し、安全・安心を確保することを目的としています。

(2) アクションプログラムの対策区分



(3) アクションプログラムの更新

アクションプログラムをホームページ等で情報提供することにより、県民が本県におけるアスベスト対策の現状を知ることができるものとしています。

このため、アクションプログラムの内容は、適宜更新を行うことにより、最新の情報を提供します。

(4) アクションプログラムの進行状況把握

対策本部は、各事業や取組等の進捗状況を把握しながら、総合的な対策の推進のために必要な検討・協議を行います。

アクションプログラム

【対策区分】第1 アスベストに対する県民不安等への対応

1 相談体制等の整備

(1) 各種広報媒体による情報提供

県のホームページや各種広報媒体で、アスベストに係る相談窓口や各種情報、対策の現況等を情報提供します。

(2) 専門相談の実施

アスベストに関わる健康相談や建築物相談、大気への飛散防止、廃棄物の処理などの各専門相談の窓口を設置し、相談内容に対して的確な相談に応じることで、県民の不安解消等に努めます。

(3) アスベスト対策本部の運営等

青森県アスベスト問題対策本部において、アスベスト問題に関する情報の収集や総合的な対策を推進します。

また、国や市町村、関係機関等との情報交換や連携を図り、効率的・効果的に対策を推進します。

(1) 各種広報媒体による情報提供

事業・取組	内 容	担当課
県広報による情報提供	<p>県の広報媒体を活用して、アスベストに関する相談窓口などの情報を随時提供します。</p> <p>17年度 ・県民だより 10月号、12月号 ・新聞広報 9月1日、10月16日掲載 ・ラジオ広報 8月24日（青森県広報タイム・情報パレット）</p>	環境政策課
県のホームページでの情報提供	<p>県のホームページにおいて、「アスベストに関するQ & A」や相談窓口の紹介、関係機関情報、県有施設等の調査結果、対策の概況などを掲載し、随時更新しながら最新情報を提供します。</p> <p>《アドレス》www.pref.aomori.lg.jp/kankyo/econavi/asbestos/ishiwata.htm</p>	環境政策課
アスベスト問題に便乗したリフォーム詐欺への注意喚起	<p>県消費生活センターのホームページにおいて、アスベストに関する相談事例や相談窓口、検査機関（県内石綿分析・除去業者）を紹介します。</p> <p>また、アスベスト問題に便乗するリフォーム業者等から消費者を保護するための相談に応じます。</p> <p>《アドレス》www.aca.or.jp/</p>	県民生活政策課

事業・取組	内 容	担当課
県有施設等における吹付けアスベスト等の使用実態を公表	<p>県有施設等及び県内施設における吹付けアスベスト等の使用実態調査結果を報道機関に随時公表します。</p> <p>また、すべての調査が終了後、結果を速やかに公表します。</p> <p>17年度（環境政策課公表分） 11月2日,15日,25日</p>	環境政策課 関係各課
学校等における吹付けアスベスト等の使用実態を公表	<p>県及び市町村教育委員会が所管する学校等の吹付けアスベスト等の使用実態を報道機関に公表します。</p> <p>また、すべての調査が終了後、結果を速やかに公表します。</p> <p>17年度 9月9日,14日,21日,28日、10月19日、11月15日</p>	教育委員会 学校施設課

(2) 専門相談の実施

事業・取組	内 容	担当課
大気への飛散防止に関する相談対応	<p>建築物の解体等における大気へのアスベスト飛散に関する相談について、環境政策課及び環境管理事務所を相談窓口として、各種相談に応じます。</p> <p>これまでの主な相談項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分析機関に関する相談 ・環境・建材等に関する相談 ・処分先等に関する相談 	環境政策課
健康不安に対する相談窓口の設置	<p>アスベストによる健康不安に対する相談について、各健康福祉こどもセンター保健部（保健所）を相談窓口として、各種相談に応じます。</p> <p>健康不安のある方に対しては市町村が実施している健康診査の受診を、何らかの症状のある方に対しては医療機関での受診を勧めます。</p> <p>これまでの主な相談項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅等に関する相談 ・健康不安に関する相談 <p>また、石綿セメント管（水道管）工事に関する相談について、保健衛生課を窓口として、各種相談に応じます。</p>	保健衛生課
建築物のアスベストに関する相談窓口の開設	<p>建築物に関する相談について、建築住宅課及び各県土整備事務所建築指導課を相談窓口として、各種相談に応じます。</p> <p>これまでの主な相談項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅関係の相談 ・分析機関に関する相談 	建築住宅課
相談体制の充実及び連携強化	<p>これまでの相談内容をもとに「アスベストに関するQ & A」を追加・改訂し相談体制の充実に図るとともに、各種相談に対して、相談窓口間又は関係各機関との的確な引き継ぎを行い、適切な対応に努めます。</p> <p>また、相談内容が労災に関する相談の場合は、最寄りの労働基準監督署を紹介します。</p>	環境政策課 関係各課

(3) アスベスト対策本部の運営等

事業・取組	内 容	担当課
アスベスト問題 庁内連絡会議の 開催	アスベスト問題庁内連絡会議を設置し、関係部局が情報を共有し、県有施設等におけるアスベストの使用実態把握等の取組を行いました。(青森県アスベスト問題対策本部の設置により解散) 17年度 4回(7月14日、20日、8月2日、9月13日)	環境政策課
青森県アスベ スト問題対策本 部の開催	青森県アスベスト問題対策本部を設置・開催し、アスベスト問題に関する総合的な対策の推進等を図ります。 17年度 3回(10月6日、11月2日、12月22日)	政策調整課 環境政策課
アスベスト対策 の推進のための 国に対する要望	国民・県民の安心・安全を確保する立場から、総合的な対策を国の責任において早期に講じること等を要望します。 17年度 7月14日「アスベストによる健康被害に関する緊急要望」全国知事会 10月13日「アスベスト対策の推進について」青森県 10月27日「アスベスト対策の強化に関する緊急提言」全国知事会 11月15日「アスベスト対策に関する緊急アピール」北海道東北地方知事会 11月30日「石綿による健康被害の救済に係る費用負担に関する申し入れ」全国知事会	政策調整課 環境政策課 関係各課
アスベスト問題 に関する市町村 との連携	アスベスト問題に関する相談内容や応答等について市町村と情報を交換するなど、市町村との連携を図ります。 また、法令等の改正など市町村に関係する情報を速やかに提供します。	環境政策課 関係各課

【対策区分】第1 アスベストに対する県民不安等への対応

2 健康対策

(1) 健康不安への対応

健康不安に対する相談に応じるとともに、健康不安のある方には市町村が実施する健康診査や医療機関での受診を勧めるなど、状況に応じて対応を的確に行います。

また、問診票による問診やX線直接撮影による健診などの取組を進めます。

(2) 医療機関等における対応能力の向上

アスベスト関連疾患の早期発見のために、読影技術の向上のための研修などを行います。

(3) 労働者の健康被害防止対策と健康被害者への対応

労働者の健康被害防止のための情報提供や普及啓発を行うとともに、健康被害者からの相談に対しては関係機関を紹介するなど適切に対応します。

(1) 健康不安への対応

事業・取組	内 容	担当課
健康不安に対する相談窓口の設置〔再掲〕	アスベストによる健康不安に対する相談について、各健康福祉こどもセンター保健部（保健所）を相談窓口として、各種相談に応じます。 健康不安のある方に対しては市町村が実施している健康診査の受診を勧め、何らかの症状のある方に対しては医療機関での受診を勧めます。	保健衛生課
市町村等の健康診査の実施支援	県民のアスベスト関連疾患の早期発見を図るため、県総合健診センターが実施する肺がん及び結核検診において、希望者に対しては問診票による問診を行った上で、胸部X線撮影は直接撮影としています。 また、希望者における要精検者に対しては問診票を持参の上、精密検査を勧めます。	保健衛生課
健康相談の実施支援	健康不安に対する健康相談を引き続き実施する中で、市町村保健センター・健康福祉こどもセンター保健部（保健所）に直接来所された方に対しては、問診票で問診を行い、医療機関で受診する際に問診票を持参させます。 また、アスベスト関連疾患に対応している主な医療機関の外来受診の状況を情報提供します。	保健衛生課
アスベスト関連疾患に対応する医療機関のホームページでの紹介	アスベスト関連疾患に対応している主な医療機関の外来受診の状況等をホームページで紹介するための準備を進めます。	保健衛生課

(2) 医療機関等における対応力の向上

事業・取組	内 容	担当課
読影技術の研修	胸部X線写真の読影精度向上のため、健診に従事する医師や、診療にあたる医師を対象とした研修を実施します。 17年度 12月2日 青森県肺がん検診読影従事者指導講習会	保健衛生課

(3) 労働者の健康被害防止対策と健康被害者への対応

事業・取組	内 容	担当課				
アスベスト製造事業所及び健康被害の実態把握	経済産業省の調査結果、過去、県内にあったとされる2事業所に係る健康被害等について追跡調査を行います。 結果状況 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>日東石膏ボード(株)(S54 ~ 60)</td> <td>健康被害は確認されていない</td> </tr> <tr> <td>新東洋石膏板(株)(S45 ~ 61)</td> <td>健康被害は確認されていない</td> </tr> </table>	日東石膏ボード(株)(S54 ~ 60)	健康被害は確認されていない	新東洋石膏板(株)(S45 ~ 61)	健康被害は確認されていない	環境政策課
日東石膏ボード(株)(S54 ~ 60)	健康被害は確認されていない					
新東洋石膏板(株)(S45 ~ 61)	健康被害は確認されていない					
従業員に対する健康被害防止対策の普及啓発	アスベストが使用された建築物等の解体等を行う関係団体に対し、従業員に対する関係法令に基づき健康被害防止対策を図るよう普及啓発を図ります。 ホームページに掲載(予定)	環境政策課				
消防機関に対するアスベストに係る情報提供	消防職団員がアスベストを使用した建築物における消防活動を行う場合に、アスベストばく露の可能性を考慮し、県内におけるアスベスト使用施設の実態等について情報提供を行います。	防災消防課				
労働者に対する労災補償相談の対応	健康被害を受けている労働者からの労災補償制度に関する相談に対して、所管の労働基準監督署を紹介します。	労政・能力開発課				
労災補償を受けずに死亡した労働者等に対する相談対応	労災補償を受けずに死亡した労働者、家族等に関する救済制度の相談に対して、所管の労働基準監督署を紹介します。	労政・能力開発課				
新法制定に係る情報収集	健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図るため新法の制定に関する情報収集を行い、県として必要な体制整備の検討を行います。	政策調整課 環境政策課 保健衛生課				

【対策区分】第2 アスベストの飛散防止等への対応

1 建築物対策

(1) 建物解体工事等に対する指導

アスベストが使用されている建築物等の解体工事等が関係法令等に基づき適正に行われるよう普及啓発・指導を行います。

(2) 民間施設におけるアスベストの使用実態調査及び指導

国からの調査依頼等も踏まえ、使用実態を把握し、必要な指導、助言を行います。

(3) 民間施設に対する支援

民間施設におけるアスベスト対策が円滑に行われるよう、中小企業者を対象とした金融面の相談体制の整備や融資制度による支援を行います。

また、多数の者が利用する建築物の支援に係る情報の収集及び情報の周知に努めます。

(1) 建物解体工事等に対する指導

事業・取組	内 容	担当課
届出義務の周知徹底	大気汚染防止法に基づき、アスベストを使用した建物の解体等について、届出義務があること、また、大気汚染防止法施行令等が改正（平成17年12月21日公布、平成18年3月1日施行）され、届出に係る面積要件の撤廃や石綿含有断熱材等の追加により規制が強化されたことの周知を図ります。	環境政策課
建設リサイクル法対象工事の事前措置の指導	建築物及び建築物以外のもの（土木工事等）の解体・新築等について、届出時の事前調査でのアスベストの有無の確認及び、パンフレット、リーフレット類の配布などにより、関係法令（労働安全衛生法・大気汚染防止法・廃棄物処理法）による適正措置の指導を行います。	整備企画課 建築住宅課
建築基準法関係法令の改正に係る情報収集等	建築基準法関係法令の改正に関する情報収集に努め、改正に伴い県として必要な対策を実施します。	建築住宅課

(2) 民間施設におけるアスベストの使用実態調査及び指導

事業・取組	内 容	担当課																
民間施設の実態調査 【国土交通省関係】	<p>昭和31年から平成元年までに施工された民間建築物のうち、室内又は屋外に露出してアスベストの吹付けがなされている大規模(1,000㎡以上)な建築物に対し調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>結果状況(H17.12.14現在)</p> <table border="1" data-bbox="411 439 1193 730"> <tr> <td>調査対象の建築物数</td> <td>2,068</td> </tr> <tr> <td>調査報告のあった建築物数</td> <td>1,824</td> </tr> <tr> <td>露出してアスベストが吹付けされている建築物数</td> <td>229</td> </tr> <tr> <td>指導により対応済みの建築物数</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>未対応の建築物数</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>指導により対応予定の建築物数</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>指導中の建築物数</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>指導予定の建築物数</td> <td>23</td> </tr> </table>	調査対象の建築物数	2,068	調査報告のあった建築物数	1,824	露出してアスベストが吹付けされている建築物数	229	指導により対応済みの建築物数	85	未対応の建築物数	144	指導により対応予定の建築物数	21	指導中の建築物数	100	指導予定の建築物数	23	建築住宅課
調査対象の建築物数	2,068																	
調査報告のあった建築物数	1,824																	
露出してアスベストが吹付けされている建築物数	229																	
指導により対応済みの建築物数	85																	
未対応の建築物数	144																	
指導により対応予定の建築物数	21																	
指導中の建築物数	100																	
指導予定の建築物数	23																	

(3) 民間施設に対する支援

事業・取組	内 容	担当課
中小企業者からのアスベスト問題に係る金融相談への対応	<p>県内の商工団体(商工会議所、商工会及び中小企業団体中央会)金融機関(県内に本支店を有する金融機関)及び県信用保証協会の協力を得て、その窓口を活用して、中小企業者からのアスベスト問題に係る金融相談に対して、適切かつ迅速に対応します。</p>	商工政策課
中小企業者に対するアスベスト除去等の処理に係る保証融資	<p>中小企業のアスベスト対策に関する金融支援として、事業用施設や設備のアスベスト除去等適切な処理を行う中小企業者を対象とした低利かつ長期の特別保証融資制度を創設(青森県中小企業セーフティネット資金の拡充)し、経営の安定に支障を来すことのないようにします。</p> <p>融資対象者 県内で1年以上同一事業を営む中小企業者で、アスベスト飛散防止のための状況調査、除去等を行うもの</p>	商工政策課
既存建築物のアスベスト改修事業等の支援情報の周知	<p>多数の者が利用する建築物のアスベスト対策工事等に対する国土交通省の支援が検討されていることから、情報の収集及び情報の周知に努めます。</p> <p>アスベスト改修型事業の活用事業調査の実施</p>	建築住宅課

【対策区分】 第2 アスベストの飛散防止等への対応

2 環境対策

(1) 環境大気への飛散防止

アスベストが使用されている建築物の解体工事等に対する監視やアスベストに係る大気モニタリングを強化し、環境大気への飛散防止に努めます。

(2) アスベスト濃度調査の強化・拡充

特定粉じん排出等作業の周辺におけるアスベスト調査に迅速に対応するため、調査分析体制の強化等を図ります。

(1) 環境大気への飛散防止

事業・取組	内 容	担当課
大気環境モニタリング調査の実施	住宅地域、商業地域、廃棄物処分場周辺地域等について、アスベストに係る大気モニタリング調査を実施し、環境大気中のアスベスト濃度を把握します。	環境政策課
大気汚染防止法による監視強化	アスベストが使用されている建築物の解体工事・補修作業等（特定粉じん排出等作業）に対して、環境管理事務所が立入調査や指導を行う等、監視を強化します。	環境政策課
大気汚染防止法関係法令の改正に係る情報収集等	大気汚染防止法施行令等の改正（平成17年12月21日公布、平成18年3月1日施行）に伴い、県として必要な対策を実施します。 改正施行令の内容 ・規制の対象となる特定建築材料として、石綿を含有する断熱材等を追加 ・規制の対象となる特定粉じん排出等作業について、規模等の要件を撤廃 改正施行規則の内容 ・アスベストの飛散予防のために遵守すべき作業基準を改正（工事の施工者に対し作業の内容を見やすい場所に掲示することを義務づける等）	環境政策課

(2) アスベスト濃度調査の強化・拡充

事業・取組	内 容	担当課
アスベスト濃度調査の強化・拡充	環境保健センター及び環境管理事務所が行うアスベスト濃度調査体制の強化・拡充に努め、特定粉じん排出等作業の周辺におけるアスベスト調査に迅速に対応します。	環境政策課

【対策区分】第2 アスベストの飛散防止等への対応

3 廃棄物対策

(1) アスベスト廃棄物等の実態把握

アスベスト廃棄物の処分業者の状況や処理状況等を調査し、廃棄物処理状況の実態把握を行います。

(2) アスベスト廃棄物の適正処理の推進

廃棄物処理業者や排出事業者、関係団体等に対し、アスベスト廃棄物の適正処理のための普及啓発、指導を行います。

(1) アスベスト廃棄物等の実態把握

事業・取組	内 容	担当課
アスベスト廃棄物を取り扱う廃棄物処理業者等に対する処理状況調査の実施	<p>特別管理産業廃棄物に該当する廃石綿等について、処理状況調査を実施します。</p> <p>調査結果（H16年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生量 235トﾝ/年 ・処理量 溶融処理 0トﾝ/年 埋立処理 247トﾝ/年（うち固型化167トﾝ/年、二重こん包80トﾝ/年） 	環境政策課
アスベスト廃棄物の処理施設に関する調査	<p>石綿等の処分を事業範囲に含む特別管理産業廃棄物処分業者及び非飛散性アスベスト廃棄物を適正に破碎処理できる産業廃棄物処分業者の調査を実施します。</p> <p>調査結果（H17年10月現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿等の処分を事業範囲に含む特別管理産業廃棄物処分業者数 4件（埋立処分） ・非飛散性アスベスト廃棄物を適正に破碎処理できる産業廃棄物処分業者数 1件 	環境政策課

(2) アスベスト廃棄物の適正処理の推進

事業・取組	内 容	担当課
アスベスト廃棄物を取り扱う廃棄物処理業者等に対する立入検査の実施	<p>アスベスト廃棄物を取り扱う排出事業者及び廃棄物処理業者に対して、重点的に立入検査を行い、これら廃棄物の適正処理が確保されるよう、指導の強化・徹底を図ります。</p> <p>延べ立入件数（H17年10月現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛散性アスベスト 排出事業者16件、処理業者(収集運搬業者含む)19件 ・非飛散性アスベスト 排出事業者13件、処理業者(収集運搬業者含む)25件 	環境政策課
非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理に関する指導	<p>非飛散性アスベスト廃棄物については、その取扱い方によっては、表面及び破断面からアスベストが飛散するおそれがあることから、取扱いに関する指針について関係団体を通じ指導の徹底に努めます。</p>	環境政策課
廃棄物処理法説明会におけるアスベスト廃棄物の適正な取扱いに関する指導	<p>毎年県内各地において、排出事業者を対象に廃棄物処理法説明会を開催しており、その中でアスベスト廃棄物に関する取扱いについて周知徹底を図ります。</p>	環境政策課

【対策区分】第2 アスベストの飛散防止等への対応

4 公的施設対策

(1) 県有施設における実態調査及び対策の実施

県が有する全施設について使用実態を調査し、アスベスト使用施設については、吹付けアスベスト等に係る措置の選定基準（2頁参照）に基づき、対策を行います。

(2) 公的施設における実態調査及び指導等

国からの調査依頼等も踏まえ、使用実態を把握し、必要な指導、助言を行います。

(3) 公的施設に係る関係機関との連携等

公的施設等における対策が円滑に講じられるよう、国への要望や市町村等への情報提供など関係機関との連携等を図ります。

(1) 県有施設における実態調査及び対策の実施

表中「区分」のA～Dは措置区分(2頁参照)

事業・取組	内 容	担当課																										
総務部所管施設の調査・対策	<p>総務部が所管する85県有施設について実態調査及び対策を実施します。</p> <p>結果状況</p> <p>1 県有施設（八戸合同庁舎）について使用が判明しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調 査 対 象 施設数</th> <th rowspan="3">吹付け 無 し 施設数</th> <th colspan="6">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">措置済</th> <th rowspan="2">分析中</th> <th colspan="2">使用無し</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <th>含有無</th> <th>1%以下</th> <th></th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85</td> <td>74</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table> <p>措置対策</p> <p>・当該施設は、17年度中に除去作業を実施する(予定)。</p>	調 査 対 象 施設数	吹付け 無 し 施設数	吹付け等がある施設数						措置済	分析中	使用無し		使用有り		含有無	1%以下		区分	85	74	0	0	9	1	1	C	総務部 関係各課
調 査 対 象 施設数	吹付け 無 し 施設数			吹付け等がある施設数																								
				措置済	分析中	使用無し		使用有り																				
		含有無	1%以下				区分																					
85	74	0	0	9	1	1	C																					
企画政策部所管施設の調査・対策	<p>企画政策部が所管する1県有施設、2県出資法人について実態調査及び対策を実施します。</p> <p>結果状況</p> <p>いずれの施設も吹付け等が無いことが判明しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調 査 対 象 施設数</th> <th rowspan="3">吹付け 無 し 施設数</th> <th colspan="6">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">措置済</th> <th rowspan="2">分析中</th> <th colspan="2">使用無し</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <th>含有無</th> <th>1%以下</th> <th></th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	調 査 対 象 施設数	吹付け 無 し 施設数	吹付け等がある施設数						措置済	分析中	使用無し		使用有り		含有無	1%以下		区分	3	3	0	0	0	0	0	-	企画政策部 関係各課
調 査 対 象 施設数	吹付け 無 し 施設数			吹付け等がある施設数																								
				措置済	分析中	使用無し		使用有り																				
		含有無	1%以下				区分																					
3	3	0	0	0	0	0	-																					

事業・取組	内 容	担当課																										
環境生活部所管施設の調査・対策	<p>環境生活部が所管する32県有施設について実態調査及び対策を実施します。</p> <p>結果状況</p> <p>1 県有施設（環境保健センター）について使用が判明しています。</p> <table border="1" data-bbox="411 398 1193 544"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調査対象施設数</th> <th rowspan="3">吹付け無し施設数</th> <th colspan="6">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">措置済</th> <th rowspan="2">分析中</th> <th colspan="2">使用無し</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <th>含有無</th> <th>1%以下</th> <th colspan="2">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>32</td> <td>31</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>措置対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該施設は、18年度中に除去作業等を実施することを検討します。 	調査対象施設数	吹付け無し施設数	吹付け等がある施設数						措置済	分析中	使用無し		使用有り		含有無	1%以下	区分		32	31	0	0	0	0	1	B	環境生活部 関係各課
調査対象施設数	吹付け無し施設数			吹付け等がある施設数																								
				措置済	分析中	使用無し		使用有り																				
		含有無	1%以下			区分																						
32	31	0	0	0	0	1	B																					
健康福祉部所管施設の調査・対策	<p>健康福祉部が所管する32県有施設について実態調査及び対策を実施します。</p> <p>結果状況</p> <p>1 県有施設（青森県子ども自立センターみらい）について使用が判明しています。</p> <table border="1" data-bbox="411 835 1193 981"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調査対象施設数</th> <th rowspan="3">吹付け無し施設数</th> <th colspan="6">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">措置済</th> <th rowspan="2">分析中</th> <th colspan="2">使用無し</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <th>含有無</th> <th>1%以下</th> <th colspan="2">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>32</td> <td>31</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>措置対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該施設は、2年度に除去済みです。 	調査対象施設数	吹付け無し施設数	吹付け等がある施設数						措置済	分析中	使用無し		使用有り		含有無	1%以下	区分		32	31	1	0	0	0	0	-	健康福祉部 関係各課
調査対象施設数	吹付け無し施設数			吹付け等がある施設数																								
				措置済	分析中	使用無し		使用有り																				
		含有無	1%以下			区分																						
32	31	1	0	0	0	0	-																					
商工労働部所管施設の調査・対策	<p>商工労働部が所管する14県有施設について実態調査及び対策を実施します。</p> <p>結果状況</p> <p>2 県有施設（名古屋情報センター・障害者職業訓練校）について使用が判明しています。</p> <table border="1" data-bbox="411 1272 1193 1417"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調査対象施設数</th> <th rowspan="3">吹付け無し施設数</th> <th colspan="6">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">措置済</th> <th rowspan="2">分析中</th> <th colspan="2">使用無し</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <th>含有無</th> <th>1%以下</th> <th colspan="2">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> <td>11</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>措置対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 名古屋情報センターは、既に囲い込みの措置済みです。 障害者職業訓練校は、10年度に除去済みです。 	調査対象施設数	吹付け無し施設数	吹付け等がある施設数						措置済	分析中	使用無し		使用有り		含有無	1%以下	区分		14	11	2	0	1	0	0	-	商工労働部 関係各課
調査対象施設数	吹付け無し施設数			吹付け等がある施設数																								
				措置済	分析中	使用無し		使用有り																				
		含有無	1%以下			区分																						
14	11	2	0	1	0	0	-																					
文化観光部所管施設の調査・対策	<p>文化観光部が所管する27県有施設、1県出資法人について実態調査及び対策を実施します。</p> <p>結果状況</p> <p>いずれの施設も吹付け等が無いことが判明しています。</p> <table border="1" data-bbox="411 1709 1193 1854"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調査対象施設数</th> <th rowspan="3">吹付け無し施設数</th> <th colspan="6">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">措置済</th> <th rowspan="2">分析中</th> <th colspan="2">使用無し</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <th>含有無</th> <th>1%以下</th> <th colspan="2">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28</td> <td>28</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	調査対象施設数	吹付け無し施設数	吹付け等がある施設数						措置済	分析中	使用無し		使用有り		含有無	1%以下	区分		28	28	0	0	0	0	0	-	文化観光部 関係各課
調査対象施設数	吹付け無し施設数			吹付け等がある施設数																								
				措置済	分析中	使用無し		使用有り																				
		含有無	1%以下			区分																						
28	28	0	0	0	0	0	-																					

事業・取組	内 容	担当課																																										
農林水産部所管施設の調査・対策	<p>農林水産部が所管する49県有施設について実態調査及び対策を実施します。</p> <p>結果状況</p> <p>4県有施設（西北地方農林水産事務所鱒ヶ沢庁舎・西北地方農林水産事務所つがる家畜保健衛生所・三戸地方農林水産事務所普及指導室三戸分室・下北地方農林水産事務所むつ家畜保健衛生所）について使用が判明しています。</p> <table border="1" data-bbox="411 465 1193 689"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調査対象施設数</th> <th rowspan="3">吹付け無し施設数</th> <th colspan="6">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">措置済</th> <th rowspan="2">分析中</th> <th colspan="2">使用無し</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <th>含有無</th> <th>1%以下</th> <th colspan="2">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49</td> <td>37</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8</td> <td></td> <td>2</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table> <p>措置対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 西北地方農林水産事務所つがる家畜保健衛生所の吹付箇所は、17年度中に除去作業を実施します。 西北地方農林水産事務所鱒ヶ沢庁舎ボイラー室天井及び三戸地方農林水産事務所普及指導室三戸分室執務室等の天井裏は、定期的に点検を行い、使用状況等の変化に応じて措置を検討します。 下北地方農林水産事務所むつ家畜保健衛生所車庫等の折板屋根裏は、除去等を検討します。 	調査対象施設数	吹付け無し施設数	吹付け等がある施設数						措置済	分析中	使用無し		使用有り		含有無	1%以下	区分		49	37	0	0	8		2	A							1	C							1	D	農林水産部 関係各課
調査対象施設数	吹付け無し施設数			吹付け等がある施設数																																								
				措置済	分析中	使用無し		使用有り																																				
		含有無	1%以下			区分																																						
49	37	0	0	8		2	A																																					
						1	C																																					
						1	D																																					
県土整備部所管施設の調査・対策	<p>県土整備部が所管する113県有施設、6県設立公社、6県出資法人等について実態調査及び対策を実施します。</p> <p>結果状況</p> <p>6県有施設（桜川団地・小柳団地・小沢団地・小沢第二団地・城東団地・是川団地）について使用が判明しています。</p> <table border="1" data-bbox="411 1196 1193 1344"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調査対象施設数</th> <th rowspan="3">吹付け無し施設数</th> <th colspan="6">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">措置済</th> <th rowspan="2">分析中</th> <th colspan="2">使用無し</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <th>含有無</th> <th>1%以下</th> <th colspan="2">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125</td> <td>90</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>24</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>使用有りの1施設（是川団地）を除く。</p> <p>措置対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 小柳団地(C棟18戸)、小沢団地(D棟18戸)、是川団地(50号棟12戸)は、17年度中に囲い込みを実施し、これら以外の含有が判明した県営住宅についても、調査結果の状況に応じて速やかに必要な対策を講じます。 囲い込み工事に当たっては、各団地の入居者への説明会を開催するほか、お知らせの文書を配布するなど情報提供や各種相談に応じます。 <p>県営住宅については35団地455棟について調査を実施。うち含有の可能性ある247棟について含有分析調査を行い、184棟の調査が完了し、うち16棟で使用が判明。調査中の63棟の結果は1月下旬までに取りまとめます。</p>	調査対象施設数	吹付け無し施設数	吹付け等がある施設数						措置済	分析中	使用無し		使用有り		含有無	1%以下	区分		125	90	0	5	24	0	6	B	県土整備部 関係各課																
調査対象施設数	吹付け無し施設数			吹付け等がある施設数																																								
				措置済	分析中	使用無し		使用有り																																				
		含有無	1%以下			区分																																						
125	90	0	5	24	0	6	B																																					
公営企業局所管施設の調査・対策	<p>公営企業局が所管する3県有施設について実態調査及び対策を実施します。</p> <p>結果状況</p> <p>いずれの施設も吹付け等が無いことが判明しています。</p> <table border="1" data-bbox="411 1886 1193 2033"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調査対象施設数</th> <th rowspan="3">吹付け無し施設数</th> <th colspan="6">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">措置済</th> <th rowspan="2">分析中</th> <th colspan="2">使用無し</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <th>含有無</th> <th>1%以下</th> <th colspan="2">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	調査対象施設数	吹付け無し施設数	吹付け等がある施設数						措置済	分析中	使用無し		使用有り		含有無	1%以下	区分		3	3	0	0	0	0	0	-	公営企業局																
調査対象施設数	吹付け無し施設数			吹付け等がある施設数																																								
				措置済	分析中	使用無し		使用有り																																				
		含有無	1%以下			区分																																						
3	3	0	0	0	0	0	-																																					

事業・取組	内 容	担当課																																																		
県教育委員会所管施設の調査・対策	<p>県教育委員会が所管する327県有施設(県立学校等)について実態調査及び対策を実施します。</p> <p>結果状況</p> <p>17県有施設について使用が判明しています。</p> <p>A区分：大間高校、七戸養護学校、青森県埋蔵文化財調査センター</p> <p>B区分：青森中央高校、八戸東高校、鶴田高校、八戸工業高校、八戸水産高校、梵珠少年自然の家、種差少年自然の家、下北少年自然の家、青森県総合運動公園</p> <p>C区分：三本木農業高校、三沢商業高校、青森県総合社会教育センター</p> <p>D区分：旧教育センター、青森県青年の家</p> <table border="1" data-bbox="411 577 1193 808"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調 査 対 象 施 設 数</th> <th rowspan="3">吹付け 無 し 施 設 数</th> <th colspan="6">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">措置済</th> <th rowspan="2">分析中</th> <th colspan="2">使用無し</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <th>含有無</th> <th>1%以下</th> <th></th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>327</td> <td>272</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>28</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table> <p>措置対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A区分の3施設及びB区分の種差少年自然の家を除く8施設の計11施設は、17年度中に除去作業を実施します。種差少年自然の家は、早期に除去作業を実施することを検討します。 ・ C区分・D区分の計5施設は、定期的に点検を行い、使用状況等の変化に応じて措置を検討します。なお、検討に当たっては、安全・安心な環境の確保に万全を期すという観点から、計画的に除去を行うなどの対策を講じることとします。 	調 査 対 象 施 設 数	吹付け 無 し 施 設 数	吹付け等がある施設数						措置済	分析中	使用無し		使用有り		含有無	1%以下		区分	327	272	0	0	28	10	3	A							9	B							3	C							2	D	教育委員会 学校施設課
調 査 対 象 施 設 数	吹付け 無 し 施 設 数			吹付け等がある施設数																																																
				措置済	分析中	使用無し		使用有り																																												
		含有無	1%以下				区分																																													
327	272	0	0	28	10	3	A																																													
						9	B																																													
						3	C																																													
						2	D																																													
警察本部所管施設の調査・対策	<p>警察本部が所管する366県有施設について実態調査及び対策を実施します。</p> <p>調査結果</p> <p>3県有施設について使用が判明しています。</p> <p>B区分：警察本部、三戸警察署</p> <p>C区分：交通管制センター</p> <table border="1" data-bbox="411 1328 1193 1512"> <thead> <tr> <th rowspan="3">調 査 対 象 施 設 数</th> <th rowspan="3">吹付け 無 し 施 設 数</th> <th colspan="6">吹付け等がある施設数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">措置済</th> <th rowspan="2">分析中</th> <th colspan="2">使用無し</th> <th colspan="2">使用有り</th> </tr> <tr> <th>含有無</th> <th>1%以下</th> <th></th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>366</td> <td>350</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table> <p>措置対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察本部は、18年度中に除去作業等を実施することを検討します。 ・ 三戸警察署は、17年度中に除去作業を実施します。 ・ 交通管制センターは、定期的に点検を行い、使用状況等の変化に応じて措置を検討します。 	調 査 対 象 施 設 数	吹付け 無 し 施 設 数	吹付け等がある施設数						措置済	分析中	使用無し		使用有り		含有無	1%以下		区分	366	350	0	0	13	0	2	B							1	C	警察本部 関係各課																
調 査 対 象 施 設 数	吹付け 無 し 施 設 数			吹付け等がある施設数																																																
				措置済	分析中	使用無し		使用有り																																												
		含有無	1%以下				区分																																													
366	350	0	0	13	0	2	B																																													
						1	C																																													

事業・取組	内 容	担当課
県発注解体工事における特記仕様書の見直し	県発注解体工事において、建築及び設備の特記仕様書を「石綿障害予防規則」等に適合するよう、アスベスト等該当する項目の見直しを行います。(平成18年1月施行予定)	建築住宅課
県発注解体工事における積算基準類の整理	県発注解体工事において、アスベスト除去に係る費用を適正に計上する為、17年度内に積算基準類を整理します。	建築住宅課

(2) 公的施設における実態調査及び指導等

事業・取組	内 容	担当課																			
市町村所有施設における使用実態調査【総務省調査】	<p>市町村所有の建築物のうち平成8年度以前に竣工した建築物（改修工事を含む。）について、吹付けアスベスト等の使用施設数及びその処理状況を調査し、アスベスト処理の実態を把握します。</p> <p>また、調査結果を踏まえ、アスベスト使用施設（未処理でばく露のおそれのあるもの）を所有する市町村に対しては除去や封じ込め等の必要な措置を、調査中施設を所有する市町村に対しては引き続き調査分析による確認及び必要な措置を助言します。</p> <p>結果状況（H17.11.29現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 584 1206 913"> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>6,559</td> <td rowspan="10"></td> </tr> <tr> <td>調査中の施設数</td> <td>288</td> </tr> <tr> <td>調査結果が判明した施設数</td> <td>6,271</td> </tr> <tr> <td>アスベスト使用の施設数</td> <td>153</td> </tr> <tr> <td>除去済み</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>処理済み</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>未処理</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>17年度内処理予定</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>18年度以降処理予定</td> <td>67</td> </tr> </table>	調査対象施設数	6,559		調査中の施設数	288	調査結果が判明した施設数	6,271	アスベスト使用の施設数	153	除去済み	15	処理済み	21	未処理	117	17年度内処理予定	50	18年度以降処理予定	67	市町村振興課
調査対象施設数	6,559																				
調査中の施設数	288																				
調査結果が判明した施設数	6,271																				
アスベスト使用の施設数	153																				
除去済み	15																				
処理済み	21																				
未処理	117																				
17年度内処理予定	50																				
18年度以降処理予定	67																				
市町村所有施設の使用実態追跡調査	<p>総務省の依頼により実施した市町村所有施設のアスベスト使用実態調査の結果に関する追跡調査を実施し、より詳細な実態把握を行います。</p>		環境政策課																		
市町村教育委員会所管の学校等における使用実態調査・対策【文部科学省調査】	<p>市町村教育委員会が所管する学校施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な助言を行います。</p> <p>結果状況（H17.11.29現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 1200 1206 1458"> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>2,229</td> <td rowspan="10"> <ul style="list-style-type: none"> ・10施設は17年度中に措置予定。 ・3施設は18年度に措置等予定。 </td> </tr> <tr> <td>調査中の施設数</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>調査結果が判明した施設数</td> <td>2,091</td> </tr> <tr> <td>アスベスト使用の施設数</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>措置済み</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>ばく露のおそれなし</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>ばく露のおそれあり</td> <td>13</td> </tr> </table>	調査対象施設数	2,229	<ul style="list-style-type: none"> ・10施設は17年度中に措置予定。 ・3施設は18年度に措置等予定。 	調査中の施設数	138	調査結果が判明した施設数	2,091	アスベスト使用の施設数	37	措置済み	12	ばく露のおそれなし	12	ばく露のおそれあり	13	学校施設課				
調査対象施設数	2,229	<ul style="list-style-type: none"> ・10施設は17年度中に措置予定。 ・3施設は18年度に措置等予定。 																			
調査中の施設数	138																				
調査結果が判明した施設数	2,091																				
アスベスト使用の施設数	37																				
措置済み	12																				
ばく露のおそれなし	12																				
ばく露のおそれあり	13																				
私立学校における使用実態調査・対策【文部科学省調査】	<p>私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校）における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な助言を行います。</p> <p>結果状況（H17.12.14現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 1601 1206 1859"> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>191</td> <td rowspan="10"> <p>調査中の施設数には休校状態にある7校が含まれている。</p> <p>5施設は、17年度中に措置予定。</p> </td> </tr> <tr> <td>調査中の施設数</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>調査結果が判明した施設数</td> <td>182</td> </tr> <tr> <td>アスベスト使用の施設数</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>措置済み</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>ばく露のおそれなし</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>ばく露のおそれあり</td> <td>0</td> </tr> </table>		調査対象施設数		191	<p>調査中の施設数には休校状態にある7校が含まれている。</p> <p>5施設は、17年度中に措置予定。</p>	調査中の施設数	9	調査結果が判明した施設数	182	アスベスト使用の施設数	8	措置済み	3	ばく露のおそれなし	5	ばく露のおそれあり	0	総務学事課		
調査対象施設数	191		<p>調査中の施設数には休校状態にある7校が含まれている。</p> <p>5施設は、17年度中に措置予定。</p>																		
調査中の施設数	9																				
調査結果が判明した施設数	182																				
アスベスト使用の施設数	8																				
措置済み	3																				
ばく露のおそれなし	5																				
ばく露のおそれあり	0																				

事業・取組	内 容	担当課																					
学校給食調理場における調理機器等の保有状況調査・対策【文部科学省調査】	県及び市町村教育委員会が所管する学校の給食調理場の調理機器の保有及び処理状況を調査し、必要な対策・助言を行います。 結果状況（H17.10.31現在） <table border="1" data-bbox="411 344 1203 479"> <tr> <td>調査済調理場数</td> <td>126</td> <td></td> </tr> <tr> <td> アスベスト使用機器を保有</td> <td>32</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 浮遊の可能性あり</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 処理済み</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>	調査済調理場数	126		アスベスト使用機器を保有	32		浮遊の可能性あり	1		処理済み	1		スポーツ健康課									
調査済調理場数	126																						
アスベスト使用機器を保有	32																						
浮遊の可能性あり	1																						
処理済み	1																						
学校における石綿付金網の処理調査・対策【文部科学省調査】	県及び市町村教育委員会が所管する学校の石綿付金網の保有及び処理状況を調査し、必要な対策・助言を行います。 結果状況（H17.11.10現在） <table border="1" data-bbox="411 607 1203 707"> <tr> <td>調査学校数</td> <td>668</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃棄</td> <td>623</td> <td></td> </tr> <tr> <td>密閉保管</td> <td>45</td> <td></td> </tr> </table> 廃棄とは、学校に既に石綿付金網が存在していない状態をいう。また、従前より石綿付金網を使用していない学校についても「廃棄」に含めた。	調査学校数	668		廃棄	623		密閉保管	45		学校施設課												
調査学校数	668																						
廃棄	623																						
密閉保管	45																						
病院における使用実態調査・指導【厚生労働省調査】	病院における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。 結果状況（H17.11.29現在） <table border="1" data-bbox="411 898 1203 1128"> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>104</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査中の施設数</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査結果が判明した施設数</td> <td>99</td> <td></td> </tr> <tr> <td> アスベスト使用の施設数</td> <td>24</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 措置済み</td> <td>15</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ばく露のおそれなし</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td> ばく露のおそれあり</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </table>	調査対象施設数	104		調査中の施設数	5		調査結果が判明した施設数	99		アスベスト使用の施設数	24		措置済み	15		ばく露のおそれなし	9		ばく露のおそれあり	0		医療薬務課
調査対象施設数	104																						
調査中の施設数	5																						
調査結果が判明した施設数	99																						
アスベスト使用の施設数	24																						
措置済み	15																						
ばく露のおそれなし	9																						
ばく露のおそれあり	0																						
診療所における使用状況に関する調査・指導	診療所における吹付けアスベスト等の使用状況の概要等を調査し、必要な指導を行います。 結果状況（H17.11.17現在） <table border="1" data-bbox="411 1256 1203 1386"> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>1,545</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査結果が判明した施設数</td> <td>1,222</td> <td rowspan="3">27施設については、その後の対応状況等を調査中</td> </tr> <tr> <td> アスベスト使用の施設数</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td> 措置状態にないもの</td> <td>27</td> </tr> </table>	調査対象施設数	1,545		調査結果が判明した施設数	1,222	27施設については、その後の対応状況等を調査中	アスベスト使用の施設数	33	措置状態にないもの	27	医療薬務課											
調査対象施設数	1,545																						
調査結果が判明した施設数	1,222	27施設については、その後の対応状況等を調査中																					
アスベスト使用の施設数	33																						
措置状態にないもの	27																						
社会福祉施設等における使用実態調査・指導【厚生労働省調査】	社会福祉施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。 結果状況（H17.11.15現在） <table border="1" data-bbox="411 1514 1203 1744"> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>1,347</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査中の施設数</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査結果が判明した施設数</td> <td>1,338</td> <td></td> </tr> <tr> <td> アスベスト使用の施設数</td> <td>73</td> <td rowspan="4">1施設は調査後措置済、2施設は措置予定</td> </tr> <tr> <td> 措置済み</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td> ばく露のおそれなし</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td> ばく露のおそれあり</td> <td>3</td> </tr> </table>	調査対象施設数	1,347		調査中の施設数	9		調査結果が判明した施設数	1,338		アスベスト使用の施設数	73	1施設は調査後措置済、2施設は措置予定	措置済み	41	ばく露のおそれなし	29	ばく露のおそれあり	3	健康福祉政策課 高齢福祉保険課 こどもみらい課 障害福祉課			
調査対象施設数	1,347																						
調査中の施設数	9																						
調査結果が判明した施設数	1,338																						
アスベスト使用の施設数	73	1施設は調査後措置済、2施設は措置予定																					
措置済み	41																						
ばく露のおそれなし	29																						
ばく露のおそれあり	3																						
公共職業能力開発施設等における使用実態調査・指導【厚生労働省調査】	公共職業能力開発施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。 結果状況（H17.12.7現在） <table border="1" data-bbox="411 1872 1203 2036"> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>38</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査中の施設数</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査結果が判明した施設数</td> <td>36</td> <td></td> </tr> <tr> <td> アスベスト使用の施設数</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 措置済み</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>	調査対象施設数	38		調査中の施設数	2		調査結果が判明した施設数	36		アスベスト使用の施設数	1		措置済み	1		労政・能力開発課						
調査対象施設数	38																						
調査中の施設数	2																						
調査結果が判明した施設数	36																						
アスベスト使用の施設数	1																						
措置済み	1																						

事業・取組	内 容	担当課						
公営住宅等における使用実態調査・指導【国土交通省調査】	<p>公営住宅（県営住宅を含む）改良住宅、公社賃貸住宅における「吹付けアスベスト」及び「アスベスト含有吹付けロックウール」の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>結果状況（H17.11.28現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 398 1193 510"> <tr> <td>調査対象の建築物数</td> <td>4,605</td> </tr> <tr> <td>調査報告のあった建築物数</td> <td>4,605</td> </tr> <tr> <td>露出してアスベストが吹付けされている建築物数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象の建築物数	4,605	調査報告のあった建築物数	4,605	露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0	建築住宅課
調査対象の建築物数	4,605							
調査報告のあった建築物数	4,605							
露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0							
道路関連施設等における実態調査・指導【国土交通省調査】	<p>道路関連施設（建築物）アスベスト含有舗装の有無、道路構造物（橋梁・トンネル等）にアスベスト使用の実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>結果状況（H17.11.28現在）</p> <p>いずれも使用されていないことが判明しています。</p>	道路課						
河川砂防施設における実態調査・指導【国土交通省調査】	<p>河川管理施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>結果状況（H17.11.28現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 835 1193 947"> <tr> <td>調査対象の建築物数</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>調査報告のあった建築物数</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>露出してアスベストが吹付けされている建築物数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象の建築物数	57	調査報告のあった建築物数	57	露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0	河川砂防課
調査対象の建築物数	57							
調査報告のあった建築物数	57							
露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0							
下水道における実態調査・指導【国土交通省調査】	<p>下水道におけるアスベスト使用の実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>結果状況（H17.11.28現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 1055 1193 1167"> <tr> <td>調査対象の建築物数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>調査報告のあった建築物数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>露出してアスベストが吹付けされている建築物数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象の建築物数	3	調査報告のあった建築物数	3	露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0	都市計画課
調査対象の建築物数	3							
調査報告のあった建築物数	3							
露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0							
港湾施設等における実態調査・指導【国土交通省調査】	<p>港湾施設等におけるアスベスト使用の実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>結果状況（H17.11.28現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 1303 1193 1415"> <tr> <td>調査対象の建築物数</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>調査報告のあった建築物数</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>露出してアスベストが吹付けされている建築物数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象の建築物数	37	調査報告のあった建築物数	37	露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0	港湾空港課
調査対象の建築物数	37							
調査報告のあった建築物数	37							
露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0							
飛行場関連施設建築物における実態調査・指導【国土交通省調査】	<p>飛行場関連施設の建築物における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>結果状況（H17.11.28現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 1559 1193 1671"> <tr> <td>調査対象の建築物数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>調査報告のあった建築物数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>露出してアスベストが吹付けされている建築物数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象の建築物数	1	調査報告のあった建築物数	1	露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0	港湾空港課
調査対象の建築物数	1							
調査報告のあった建築物数	1							
露出してアスベストが吹付けされている建築物数	0							
下水道管における実態調査・指導【国土交通省調査】	<p>下水道管のアスベスト使用の実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>結果状況（H17.11.28現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 1783 1193 1895"> <tr> <td>調査対象の施設数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>調査報告のあった施設数</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>露出してアスベストが吹付けされている施設数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象の施設数	3	調査報告のあった施設数	3	露出してアスベストが吹付けされている施設数	0	都市計画課
調査対象の施設数	3							
調査報告のあった施設数	3							
露出してアスベストが吹付けされている施設数	0							

事業・取組	内 容	担当課													
卸売市場等における使用実態調査・指導【農林水産省調査】	<p>公設卸売市場、民設卸売市場、家畜市場における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>結果状況（H17.11.30現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 360 1206 580"> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>30</td> <td rowspan="6">対策を検討中</td> </tr> <tr> <td>調査結果が判明した施設数</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>アスベスト使用の施設数</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>対策済み</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>飛散のおそれなし</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>飛散のおそれあり</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象施設数	30	対策を検討中	調査結果が判明した施設数	29	アスベスト使用の施設数	1	対策済み	0	飛散のおそれなし	1	飛散のおそれあり	0	総合販売戦略課 畜産課
調査対象施設数	30	対策を検討中													
調査結果が判明した施設数	29														
アスベスト使用の施設数	1														
対策済み	0														
飛散のおそれなし	1														
飛散のおそれあり	0														
農林水産関係教育機関における吹付けアスベスト等使用実態調査・指導【農林水産省調査】	<p>農林水産関係の教育機関における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>結果状況（H17.11.30現在）</p> <table border="1" data-bbox="411 723 1206 797"> <tr> <td>調査対象施設数</td> <td>2</td> <td rowspan="2">分析中</td> </tr> <tr> <td>調査結果が判明した施設数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査対象施設数	2	分析中	調査結果が判明した施設数	0	構造政策課								
調査対象施設数	2	分析中													
調査結果が判明した施設数	0														
公共事業施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査・指導【農林水産省調査】	<p>農業農村関係、畜産関係、林野関係、水産関係の事業等で整備された施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>結果状況（H17.11.30現在）</p> <p>農業農村関係、畜産関係、林野関係、水産関係の事業等で整備された施設、構造物（用水路、排水路等）等における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な指導を行います。</p> <p>結果状況（H17.12.8現在）</p> <p>吹付けアスベスト等が確認されたもの4（3施設、アスベスト含有アスファルト使用工事事例1）</p> <p>うちアスベスト含有アスファルト使用工事事例1は措置済、3施設については対策を検討中。</p>	農村整備課 畜産課 林政課 漁港漁場整備課													

事業・取組	内 容	担当課										
廃棄物処理施設等における吹付けアスベストの使用状況調査 【環境省調査】	地方公共団体が設置した廃棄物処理施設で、昭和30年から昭和55年までに施工された工作物等を対象として吹付けアスベストの使用状況調査を実施します。 結果状況（H17.9.1現在） <table border="1" data-bbox="411 398 1193 618"> <tr> <td>調査件数</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>うち吹付けアスベストを使用していた、使用している、使用の可能性がある件数</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td> うち措置が終了している</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td> うち措置が終了していない</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td> うち現時点で有無を確認できない（分析中含む）</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査件数	26	うち吹付けアスベストを使用していた、使用している、使用の可能性がある件数	9	うち措置が終了している	2	うち措置が終了していない	7	うち現時点で有無を確認できない（分析中含む）	0	環境政策課
調査件数	26											
うち吹付けアスベストを使用していた、使用している、使用の可能性がある件数	9											
うち措置が終了している	2											
うち措置が終了していない	7											
うち現時点で有無を確認できない（分析中含む）	0											
廃棄物処理施設等におけるアスベストの使用状況調査 【環境省調査】	地方公共団体が設置した廃棄物処理施設で、吹付けアスベスト及びアスベスト含有製品（断熱材、保温材、石綿含有成形板等）の使用状況調査を実施します。 結果状況（H17.11.18現在） <table border="1" data-bbox="411 797 1193 909"> <tr> <td>調査件数</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>うちアスベスト製品等を使用していた、使用している、使用の可能性がある件数</td> <td>78</td> </tr> </table>	調査件数	98	うちアスベスト製品等を使用していた、使用している、使用の可能性がある件数	78	環境政策課						
調査件数	98											
うちアスベスト製品等を使用していた、使用している、使用の可能性がある件数	78											
自然公園等施設における使用状況調査・対策 【環境省調査】	地方公共団体が設置した自然公園等施設における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な措置を講じます。 結果状況（H17.11.29現在） <table border="1" data-bbox="411 1055 1193 1167"> <tr> <td>調査件数</td> <td>108</td> </tr> <tr> <td>うち吹付けアスベストを使用していた、使用している、使用の可能性がある件数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査件数	108	うち吹付けアスベストを使用していた、使用している、使用の可能性がある件数	0	自然保護課 観光推進課						
調査件数	108											
うち吹付けアスベストを使用していた、使用している、使用の可能性がある件数	0											
環境大気測定局舎における使用状況調査・対策 【環境省調査】	地方公共団体が設置した環境大気測定局舎における吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、必要な措置を講じます。 結果状況（H17.11.29現在） <table border="1" data-bbox="411 1308 1193 1420"> <tr> <td>調査件数</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>うち吹付けアスベストを使用していた、使用している、使用の可能性がある件数</td> <td>0</td> </tr> </table>	調査件数	21	うち吹付けアスベストを使用していた、使用している、使用の可能性がある件数	0	環境政策課						
調査件数	21											
うち吹付けアスベストを使用していた、使用している、使用の可能性がある件数	0											

(3) 公的施設に係る関係機関との連携等

事業・取組	内 容	担当課
市町村所有施設のアスベスト除去経費に対する財政支援措置への対応	<p>市町村所有施設のアスベスト除去経費について、特別交付税により適切に措置されるよう国に要請します。</p> <p>また、市町村と連携して特別交付税の算定基礎数値等を迅速的確に整理します。</p>	市町村振興課
社会福祉施設等へのアスベスト関係情報の提供	<p>社会福祉施設等の安全確保のために、アスベストに関して留意すべき情報を随時提供します。</p> <p>〔 本年 8 月、厚生労働省が発した通知（「アスベストを含有する製品の取り扱い等について」平成 17 年 8 月 9 日付）を基に、社会福祉施設等に対しアスベスト含有製品についての留意事項等について通知を行っている。〕</p>	健康福祉政策課
社会福祉施設等へのアスベスト除去工事等の助成	<p>国の予算措置の状況を踏まえながら、国庫補助金（交付金）制度を活用し、アスベスト除去工事等について必要な助成を行います。</p> <p>社会福祉施設等施設整備費負担（補助）金</p>	健康福祉政策課 高齢福祉保険課 こどもみらい課 障害福祉課
病院におけるアスベスト除去工事への助成	<p>国が、病院のアスベスト除去工事に関する助成制度を創設する動きがあることから、その動向を把握しながら、関係者間の連絡調整を行います。</p>	医療薬務課
道路施設アスベスト対策検討委員会からの情報収集	<p>国土交通省に設置されている道路施設アスベスト対策検討委員会の議論内容及び全国での使用事例等について、各県土整備事務所及び市町村に対して情報提供を行い、今後疑わしい事例が確認された場合、速やかに実態調査を行うよう指導・助言をします。</p>	道路課
学校等のアスベスト除去経費に対する財政支援措置への対応	<p>私立学校、公立学校等のアスベスト対策工事に対する財政支援の拡大等について、国に要望します。</p> <p>要望実績 ・平成 17 年 11 月 11 日 文部科学省、財務省、総務省に要望書を提出</p>	学校施設課
アスベスト対策の推進に関する国への要望書提出	<p>公共及び民間建築物のアスベスト使用確認検査及び除去等の改善措置に対する助成制度及び融資制度の創設等について、国に要望します。</p> <p>要望実績 ・平成 17 年 10 月 13 日 厚生労働大臣等に要望書を提出</p>	健康福祉政策課
既存建築物のアスベスト改修事業等の支援情報の周知〔再掲〕	<p>多数の者が利用する建築物のアスベスト対策工事等に対する国土交通省の支援が検討されていることから、市町村等に対する情報の収集及び情報の周知に努めます。</p> <p>アスベスト改修型事業の活用事業調査の実施</p>	建築住宅課